

令和元年度第2回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所 令和元年12月10日(火) 14時00分～14時59分 造幣局会議室

委員 谷口 勢津夫 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授)
瀧 洋二郎 (浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士)
石田 眞得 (関西学院大学法学部 教授)
吉持 敏彦 (独立行政法人造幣局 監事)
村上 佳子 (独立行政法人造幣局 監事)

審議対象 個々の契約案件の事後点検【令和元年度上期(4月～9月)】

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 新規の随意契約となった案件 | 3件 |
| (2) 2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 | 5件 |
| ・うち一般競争入札で一者応札のもの | (2件) |
| ・うち公募で一者応募のもの | (3件) |

調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

- (1) 随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検
 - ・随意契約及び一者応札・応募契約におけるいわゆる落札率(契約金額/予定価格)による点検
- (2) 調達合理化計画の実施状況の点検
 - ・契約全体の一覧表による点検

委員からの意見・質問、それに対する回答等
下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容
特になし

意見・質問	回答
<p>(競争性のない随意契約となった案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期継続契約であった電話について競争入札に移行したとのことであるが、全局分を一括して纏めて1本で競争入札しなかった理由は。また、一般的に低料金とされている業者はなぜ参加できなかったのか。 <p>(2か年度連続一者応札・応募契約となった案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JCBとAmerican ExpressとDiners Clubのカードの加盟店契約というのはJCBしか窓口がないのか。 <p>(調達等合理化計画について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要すれば宣伝を兼ねているとの意味合いが含まれているにせよ、「採算もとれるので合理的な価格であると業者側が判断した結果」というが、低価格となった合理的な理由ということか。 ・宣伝を兼ねているとの意味合いが含まれているとなると、造幣局と契約したことを悪用されないか心配であるが規制とかあるのか。 ・低入札が多いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・造幣局は、大阪、さいたま、広島と三局あり、纏めて入札を実施すると西日本と東日本と管轄が分かれている業者は、入札に参加できなくなることから纏めての入札はできなかった。 また、今回入札に参加できなかった業者は、提供できるチャンネル数が、造幣局が必要とするチャンネル数に満たないため入札に参加できなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・そのとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりであり、造幣局としても、この価格で問題ないと判断したものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・規制はない。契約の透明性の観点から、造幣局では、契約相手方を公表しており、結果的に造幣局と契約していることは広く周知されることとなる。 ・物品役務の調達に関しては、156件中2件なので必ずしも多いとは言えない。 一方で、工事関係は12件中5件なので、

<p>・「低入札」となったきちんとした理由があることは説明を聞いて理解したが、資料上では表にでないこともあり、「低入札」の件数だけがひとり歩きする恐れがあり懸念している。</p> <p>そうなると、予定価格の設定の仕方を検討すべき点があるのではないか。となるので、例えば、自社でやる場合と、外部委託する場合とでは当然価格差がでるのだから、そのあたりの業界の状況とかを踏まえて、何か工夫ができないものか、もし可能であれば検討していただきたい。</p>	<p>多いと思われるかもしれないが、工事関係は落札率92%以下で低入札調査を実施するルールとなっており、物品役務の60%以下に比べて高い落札率の基準となっていることから、このような結果になったと思っている。</p> <p>・ご意見については、契約関係の法令等に照らして、検討させて頂きたい。</p>
--	---